令和８年（フ）第６９１８号
東京都国分寺市富士本２丁目２―22
債務者　田中　晴子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０４号
北海道旭川市錦町13丁目2969番地の20　ダイヤハイツ錦町13　203号室
債務者　植村　智史
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月25日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３５号
北海道旭川市末広２条５丁目５番27号
債務者　奥山　璃子（旧姓足利）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月25日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３９号
北海道空知郡中富良野町字中富良野西２線北18号
債務者　千秋　　颯
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月３日午後１時40分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６８０６号
東京都足立区東和３丁目16―５―208
債務者　高　　理緒
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８４０号
東京都練馬区栄町19―12　一竹荘202
債務者　生長　賢三
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８７１号
東京都板橋区四葉２丁目７―13―204
債務者　向山　大樹
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８７２号
東京都足立区西新井７丁目３―６―501
債務者　杉山　純一
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０４９号
大阪市東住吉区東田辺２丁目５番６―505号
債務者　森田　瑚都
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１０５号
大阪市西成区南津守７丁目４番12―506号
債務者　会田　春佳（旧姓加藤）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５５９号
大阪府茨木市中総持寺町４番36号　ＯＭレジデンス総持寺　305号
債務者　植野　　翼
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５８５号
大阪市東淀川区西淡路１丁目13番25―214号
債務者　大木結紀子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０７号
大阪市生野区巽中４丁目５番19号　シャーメゾン大地　301号
債務者　屋敷　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第４７６号
宮城県多賀城市新田字北274番地の６
破産者　遠藤　　泉
1　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
2　一般調査期日　令和８年12月11日午後２時10分
令和８年９月17日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４８８号
横浜市都筑区東山田３丁目23番８―506号
破産者　坂下　正子
1　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
2　一般調査期日　令和８年12月２日午後２時50分
令和８年９月16日
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６３３号
鹿児島市桜ヶ丘６丁目６番地７　さくらビレッジ102号、開始決定時住所鹿児島市宇宿８丁目17番15号
破産者　園山　和博
1　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
2　一般調査期日　令和８年12月16日午前10時30分
令和８年９月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係